

ประกาศที่ 2-2563 มาตรการส่งเสริมการลงทุนในพื้นที่เขตพัฒนาพิเศษภาคตะวันออก (EEC)

(非公式訳)

投資委員会布告

第 2/2563 号

件名：東部経済回廊（EEC）における投資促進措置

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名「投資奨励政策及び基準」に引き続き、

東部経済回廊（EEC）における対象事業への投資及び民間企業の人材開発への参加を促進させるため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条、第 31/1 条及び第 35 条の権限に基づき、投資委員会は下記の通り発布する。

第 1 項 チャチュンサオ県、チョンブリー県及びラヨン県の東部経済回廊（EEC）を投資奨励区として定める。

第 2 項 東部経済回廊（EEC）の対象事業は次のように定める。

2.1 A1、A2 及び A3 グループの事業

2.2 8 類 技術及びイノベーション開発の事業

2.3 8 類における重点技術開発を支援する下記の事業

- 業種 5.6 電子設計
- 業種 7.11 研究開発
- 業種 7.13 エンジニアリングデザインサービス
- 業種 7.14 理科学実験サービス
- 業種 7.15 計測器校正サービス
- 業種 7.19.1 職業訓練学校

事業所の立地 が不明確な 事業 や 事業所 の立地条件が チャチュンサオ県、チョンブリー県及びラヨン県以外の事業など、投資委員会事務局が定めた通りに本措置に基づく恩典が付与されない特別措置のある業種は対象外とする。

第3項 第2項に基づく対象事業に対する恩典及び条件は次のように定める。

3.1 人材開発の場合

恩典

- (1) A1、A2 及び A3 グループの事業に対し、法人所得税免除期間終了後、さらに 3 年間にわたり純利益にかかる法人所得税を 50% 減税する。
- (2) 8 類 技術及びイノベーション開発の事業 及び 第 2.3 項に基づく 8 類における 重点技術 開発を支援する事業 に対し、追加で法人所得税を 2 年間免除する。

条件

職業統合学習（WiL）・協同教育・デュアル職業訓練との協力、または投資委員会が同意した科学 やその他の 技術分野 における タイ人材開発 のための 協力 など定められた形態の協力を教育機関と有すること。また、職業訓練に学生を受け入れる協力計画を提出すること。なお、職業訓練に参加する学生の数に投資奨励を申請するプロジェクトの全従業員の 10%以上、または 40 人以上のいずれか少ない方であること。

3.2 第 3.2.1 項及び第 3.2.2 項に基づく地域にプロジェクトが立地する場合、追加で下記の恩典のいずれかが付与される。

3.2.1 下記の 東部経済回廊（EEC）における 特定産業のための 地区にプロジェクトを立地する場合

- 東部航空都市 (Eastern Airport City : EEC-A)
- 東部経済回廊イノベーション地区 (Eastern Economic Corridor of Innovation : EECi)
- デジタルパーク・タイランド (Digital Park Thailand : EECd)
- タマサート（パタヤ）メディカルハブ (EECmd)

恩典

- (1) A1、A2 及び A3 グループの事業に対し、法人所得税免除期間終了後、さらに 2 年間にわたり純利益にかかる法人所得税を 50% 減税する。
- (2) 8 類 技術及びイノベーション開発の事業及び第 2.3 項に基づく 8 類における 重点技術 開発を支援する 事業に 対し、追加で法人所得税を 1 年間免除する。

3.2.2 チャチュンサオ県、チョンブリー県及びラヨン県内の
奨励されている工業団地または工業区にプロジェクトを立地する場合

恩典

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告
第 2/2557 号の基準に基づき、さらに 1 年間にわたり法人
所得税を免除する。

3.3 第 3.1 項及び第 3.2 項の基準及び条件に従うプロジェクトに対し、
並行的に追加の法人所得税の恩典を付与することができる。

第 4 項 東部経済回廊イノベーション地区（EECi）にプロジェクトを立地する
場合による追加恩典を申請する東部経済回廊（EEC）における投資促進措置に基づく対象
事業に対する投資プロジェクトの立地に関し、投資委員会が科学技術パークであると認めた
サイエンスパークの地域に立地できるよう規制を緩和する。なお、仏暦 2565 年（2022 年）
12 月 30 日までに東部経済回廊イノベーション地区（EECi）に移動すること。

第 5 項 付与される法人所得税免除の恩典が合計 8 年間を超えるプロジェクトは、
追加で第 35（1）条に基づく法人所得税減税の恩典が付与されない。

第 6 項 本措置は仏暦 2563 年（2020 年）1 月 2 日から仏暦 2564 年（2021 年）
の最終営業日までの間に提出される奨励申請書に適用される。但し、EECi、EECd、EECa
及び EECmd の 4 ヶ所の特定産業のための地区に立地することに基づく恩典は、申請期限なしに
本措置に基づく投資奨励申請書を提出することができる。

尚、仏暦 2562 年（2019 年）12 月 18 日より有効とする。

公布日：仏暦 2563 年（2020 年）1 月 15 日

プラユット・チャンオーチャー

首相

投資委員会委員長